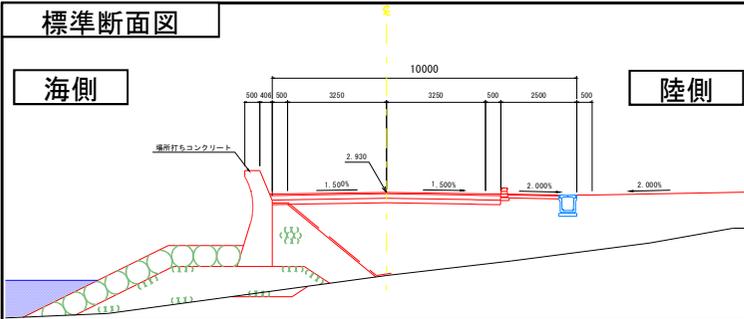


島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和5年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
19	(事業概要) (事業主体の根拠)  (事業名・地区) 浜田港 福井・長浜地区 臨港道路整備事業  (事業位置) 浜田市熱田町  (事業費) 1,240 百万円  (事業概要) 臨港道路 900m  (事業主体の根拠) 港湾法 12 条 34 条  (再評価区分) ⑥ 社会情勢の変化等 により知事が必要と 認める事業  (担当部課名) 土木部港湾空港課	(事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)  (事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) 事業採択年度:2019(R1)年度 用地着手年度:2021(R3)年度 工事着手年度:2021(R3)年度 完了予定年度:2028(R10)年度 経過年数:5年  (進捗状況と今後の見込み) 進捗率:46% 用地:100% 工事:45%  令和10年度完了予定	(事業導入の経緯・目的) 港湾貨物の輸送において、福井・ 長浜地区間の最短ルートである県道 浜田商港線が大型車両通行禁止のた め、国道9号線を大きく迂回し、輸 送することから、非効率な輸送形 態となっている。 また、事業背後に位置する県道浜 田商港線は、生活道や通学路として 利用されているが、1車線の狭小道 路で、事故が多い状況である。 このため、臨港道路の整備により、 今後増加が見込まれる港湾貨物の効 率的な輸送と、背後地域住民の安全 安心の確保を図る。  (事業を取り巻く社会情勢) 平成31年1月にガントリークレー ン(港湾荷役機械)、令和4年11月に 福井第2号上屋(貨物保管施設)が 供用開始し、今後貨物の増加がより 一層見込まれ、臨港道路整備による 貨物輸送の利便性向上が期待され る。  (事業に対する地元情勢・計画の熟 度) 港湾の利用促進を図ることを目的 とし港湾利用者で構成された「浜田 港・三隅港利用促進協議会」におい て、事業の早期完成が望まれている。	(費用対効果) b/c = 3.02  (コスト削減・代替案等) ①盛土材に建設発生土を利用しコスト削減を図る。  (その他の効果) 特記事項なし	(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり ・個別配慮事項 汚濁防止膜の設置  (事業を中止した場合の影響) 国道9号を大きく迂回する非効率な 輸送形態が解消されない。 また、国道9号で事故が起り、一 時通行止めになった場合は、大幅に道 路を迂回させ、高速道路を通行するこ とになるため、輸送時間が増加し、貨 物輸送に支障が生じる。	(継続・中止)  (方針) 継続  (継続・中止の理由) 整備の必要性が高 く、効果も認められる ことから事業を継続す る。

# 浜田港 福井・長浜地区 臨港道路整備事業



## 【港湾の概要】

浜田港は、島根県唯一の国際貿易港として、古くから木材輸入を中心に発展してきており、平成13年に韓国・釜山港との間に国際定期コンテナ航路が開設しました。

## 【事業の目的】

港湾貨物の輸送において、最短ルートである県道浜田商港線が大型車両通行禁止のため、国道9号線を大きく迂回し、輸送することから、非効率的な輸送形態となっている。また、県道浜田商港線は、生活道や通学路として利用されているが、1車線の狭小道路で、事故が多い状況である。

このため、臨港道路を整備により、今後増加が見込まれる港湾貨物の効率的な輸送と、背後地域住民の安全安心の確保を図る。